Nabeshima Labor Management

September 9 2019

～労働基準監督署調査による是正【健康診断】～

事業場は、労働者に対し医師による健康診断を行わせ、健診の結果（健診項目に異常の所見があると診断された労働者に係る者に限る）に基づき、該当労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師又は歯科医師の意見を聴かなければなりません。（労働安全衛生法　第 66 条の 1 及び 4）

◆　指摘を受けた是正内容　◆

産業医の選任義務のない事業場において、医師又は歯科医師の意見聴取を行っていないこと。

産業医選任とは？

常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は、事業場の規模に応じて産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならないこととなっています。

◆　意見を聴く医師等　◆

産業医の選任義務 あり	産業医が労働者個人ごとの健康状態や作業内容、作業環境についてより詳細に把握が可能となる為、産業医から意見を聴くことが妥当となる。
産業医の選任義務 なし	労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聴く事が適当であり、地域産業保健センター事業の活用を図ること等が適当である。

地域産業保健センターとは？

労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で受けることができます。
以下の通り事業者・労働者で受けられるサービスが異なります。

事業者が受けられるサービス

① **健康診断結果に基づく医師からの意見聴取**

② 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

③ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

④ 長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導

⑤ 個別訪問による産業保健指導の実施

労働者が受けられるサービス

① 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

② 高ストレス者やメンタル不調に関する面接指導・相談

③ 長時間労働による疲労や健康不安に関する面接指導

地域産業保健センターの各サービスを利用するには事前の申込が必要です。
申込書はセンターホームページを御確認ください。

《筆者：佐藤　佳苗》

お知らせ

◆健康保険の被扶養者となっている方の状況を確認させて頂きます。（9 月下旬より）
本年度は 18 歳未満の被扶養者の方も確認の対象となりますので、御協力をお願い致します。
◆算定基礎届（標準報酬の見直し）による標準報酬月額の改定は 9 月分より適用となります。
決定通知が届きましたら順次保険料額をお知らせさせて頂きます。
◆令和元年 10 月 1 日から最低賃金が改正となる予定です。
栃木県では、826⇒８５３円となり、２７円の引き上げになる予定です。
◆令和元年 10 月からの消費税率 10%改定に伴い、誠に恐縮ながら消費税率を変更させて頂きます。
なお、10 月御請求分より変更となりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

自然との共生

光徳牧場から
『枯れ沼』

前月の８月号の写真に日光の「太郎山」の写真をお届けしたのですが、その翌日、左足の膝が腫れてしまいました。早急に治癒することを願いあれこれと治療を続けたのですが、いまだに治らず、アルプスを断念、ガッカリの連続で、今しょげています。
筋肉が落ちるのを心配し簡単な低山を選び、光徳牧場から「枯れ沼」まで先日歩く練習をしてきたのですが、いまだに左足の膝が完治せずです。
まだ北・南アルプスに踏破していない山が残っており今年中にと思っていたのですが今になったらもう無理でしょうね～。

わたしのひとこと

10月からの新生活　→　消費税のアップ・物価の上昇など？
これに対して賃金の引き上げがあります。栃木県の最低賃金額が時給27円上がり、1時間の額が853円になりました。パートの場合1日7時間、月20日労働したら月3,780円のアップになります。では、正規社員の給与の昇給はどうなっているのでしょうか？
今年度の春闘（賃上げ）は、消費税の引き上げを鑑み、ベア＋定昇で5%程度になるかと私は想定していましたが、結果的には経団連、連合にしても3%以内でした。現実はかなり厳し状況であるのかと実感しています。その中で「働き方改革」から、1つの実態が見えてきました。各企業の時間外手当が減少していることです。大手企業は時間外の時間を1ヶ月30時間まで減少させています。その結果、時間外の賃金額が1人あたり2、3万円少なくなっているのです。「働き方を変える」改革は必要です。しかし、労働者の生活を不安にさせる改革は真の改革とはならないのではないでしょうか？

鍋島　勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人　鍋島事務所

社会保険労務士個人情報保護事務所 SRP 全国社会保険労務士会連合会 認証番号：1601124

〒321－0923　宇都宮市下栗町２７５０－２
TEL：028 - 635 - 9752　FAX：028 - 635 - 9298
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.nabeshima-sr.or.jp
E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp